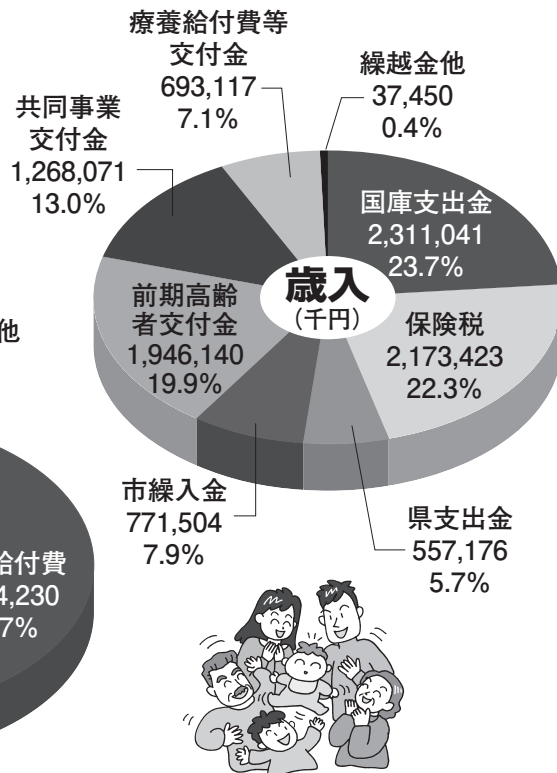


わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

国保加入世帯 13,125世帯
 国保加入者数 23,744人
(平成25年9月1日現在)
 お問い合わせ先
 保険課
 ☎1116

平成25年度の当初予算額をお知らせします



歳入歳出ともに前年度より約4億円、4・3%増加しています。

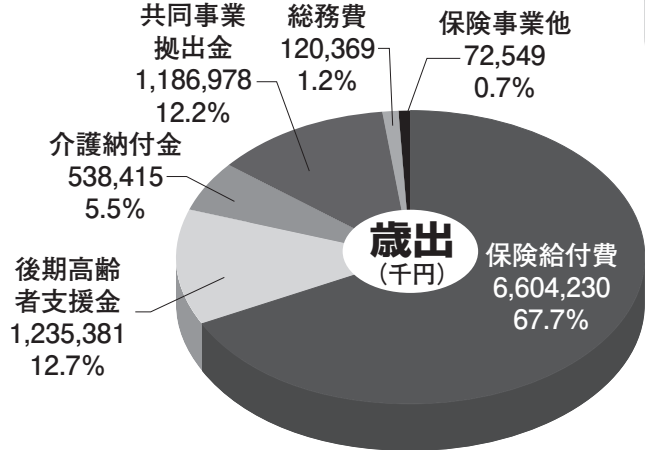
歳入の増加内訳は、保険税が11・4%の増加、国庫支出金が2・7%の増加、療養給付費等交付金が22・3%の増加、前期高齢者交付金が5・2%の増加です。

歳入内訳は、国庫支出金が約24%、保険税が約22%、前期高齢者交付金が約20%を占めています。

一方、歳出の増加内訳は、保険給付費が5・9%の増加、後期高齢者支援金が3・6%の増加、介護納付金が2・9%の増加です。

歳出内訳は、保険給付費(主に保険医療費)が約68%、後期高齢者支援金が約13%で全体の約8割を占めています。

今年度は、税率改定を行ったため、税収の増加を見込んでいます。



だ予算となつていますが、医療費も年々増加し、国保財政は依然厳しい状況にあります。引き続き、国保加入者のみなさんには、医療機関への適正受診に、ご理解とご協力をお願いいたします。

医療機関を適正に受診するために「医療費通知」をご利用ください

医療費通知とは、国保加入者の医療機関の受診歴をお知らせするものです。

本庄市では現在、年4回(6月・9月・12月・3月)、過去3か月分の受診医療機関・医療費を、世帯ごとにまとめてお知らせしています。

国保加入世帯(約13,000世帯)のうち、過去3か月間で受診歴のある世帯(毎回約11,000世帯)に送付しています。

《医療費通知の目的》

・受診歴を確認し、はしご受診や重複受診を防ぐ

※9月に、4・5・6月に受診歴のある世帯を対象に医療費通知を郵送しましたので、受診状況の確認をしてください。

新しい保険証は届きましたか?

10月1日から使用する新しい保険証(茶色)を9月下旬に「簡易書留郵便」で送付しました。

※国民健康保険税を滞納している一部の世帯には、納税相談の後にお渡ししますので、郵送はしていません。



国保マスコット 健康まもるくん

国保加入者を対象に次の事業を行っています

人間ドック助成

対象 次の要件を全て満たす人（世帯）

- ①1年以上継続して国保に加入していること
- ②35歳以上の人
- ③保険税を完納していること
- ④市の特定健康診査を受診しない人

助成額 2万円

※人間ドック受検料が2万円以下の場合、助成額は受検料と同額になります。

特定健康診査

この健診は、『内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）』に着目したものです。対象者には毎年、通知を発送しています。期間内に、必ず受診しましょう。

対象 40歳以上の人

※ただし、妊娠中の人、施設入所者、長期入院患者、人間ドック受検者（結果を提示した人）等は除きます。

出産育児一時金支給制度

国保加入者が出産した時、一児につき39万円（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円）を支給しています。申請方法は、医療機関などにご確認ください。※他の社会保険等に1年以上加入していた国保加入者が退職後6か月以内に出産し、その社会保険等から支給される場合は、国保からは支給されませんのでご注意ください。

葬祭費支給制度

国保加入者が死亡した時、葬祭を行う人に5万円を支給します。

◆◆医療費が高額になったとき◆◆

高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

「70歳未満の人」と「70歳以上75歳未満の人」や「住民税課税世帯の人」と「非課税世帯の人」等では、限度額が異なります。

該当する人には、申請のお知らせをします。お知らせをする時期は、早くても診療月の3か月後の月末となります。

入院・高額通院の場合

一つの医療機関ごとの窓口負担は、限度額までとなります。事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関窓口へ提示してください。

ただし、70歳以上75歳未満で住民税が課税されている世帯の人は、申請の必要はありません。

特定疾病の場合

人工透析を必要とする慢性腎不全等で、長期にわたり、高額な治療を必要とする特定疾病の人は、一つの医療機関ごとの窓口負担は1万円（70歳未満の上位所得者は2万円）までとなります。「特定疾病療養受療証」の交付を申請し、医療機関等窓口へ提示してください。

高額医療・高額介護合算療養費

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合は、申請して認められると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

申請のお知らせをする時期は、毎年12月頃を予定しています。

交通事故等で保険証を使用する場合には連絡を！

交通事故等、第三者から受けたけがや病気などで国保の保険証を利用する場合、市（国保）では加害者等への求償の手続きがありますので、至急保険課に届出をお願いします。なお、仕事中、通勤中のけがで労災が適用になる場合は、保険証は使用できません。

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

倒産・解雇などにより離職した人（特定受給資格者）や雇い止めなどにより離職した人（特定理由離職者）で雇用保険を受給している人は、保険課に申告をすることにより国民健康保険税が軽減される場合があります。詳しくは、保険課へお問い合わせください。

所得の申告はお済みですか？

国民健康保険税の計算等は、所得に応じて行うため、国保加入者は毎年所得の申告が必要です。

申告を忘れると、国民健康保険税の軽減が適用されないなど、不利益が生じる場合があります。

【申告が必要な人】

・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主

※世帯主が国民健康保険未加入の場合でも申告は必要です。

※配偶者控除・扶養控除の対象者も申告が必要です。また、所得が無い人も「所得なし」の申告が必要です。

【申告が不要な人】

・確定申告、市民税・県民税の申告をした人

・市役所に給与支払報告書・公的年金等支払報告書が提出されている人

【申告の方法】

○平成25年1月1日現在、本市に住民登録されていた人

収入の証明になるもの（源泉徴収票等）と印鑑（朱肉を必要とするもの）を持参し、

課税課又は市民福祉課へ申告してください。

○平成25年1月2日以降に本市へ転入した人

平成25年1月1日現在に住

民登録されていた市町村へ申告後、保険課へご連絡ください。